

令和元年度 基本評価調書

施策名	青少年の健全な育成	所管部局	環境生活部	作成責任者	環境生活部長 築地原 康志	施策コード	03 - 11
		照会先	道民生活課 青少年グループ 24-1 65	関係課	道民生活課		

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

【総合計画等の位置づけ】

政策体系	大項目(分野)	中項目(政策の柱)	小項目(政策の方向性)	総合計画の指標
		3 人・地域	(2) 北海道の未来を拓く人材の育成	C 次代の社会を担う子ども・青少年が健全に育成される環境づくり
北海道創生総合戦略	A2422.A2542	北海道 強靱化計画		知事公約
特定分野別計画等	北海道青少年健全育成基本計画			

1 目標等の設定

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化、核家族化が進み、家庭の養育能力、地域社会とのつながりの希薄化といった問題や、異世代間交流の減少など、青少年をとりまく環境は厳しさを増している。 ・低年齢層へのスマホ等の情報機器の普及により、ネット上でのいじめ、自撮り被害などが発生している。 ・非行少年数は減少しているものの、少年非行の低年齢化、青少年が性犯罪被害者となる事件が増加している。 ・ニート・ひきこもりなど若者の社会的自立の遅れが生じている。 ・不登校・いじめ・児童虐待の相談件数が増加傾向にある。 	施策目標	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及びその福祉を阻害するおそれのある行為を防止するため、スマートフォンなどの急速な普及による過度なインターネット利用に起因する生活習慣の乱れや健康への影響、有害情報やトラブルから青少年を守るための関係機関が連携した取組などを推進し、次代の社会を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指す。
-------	---	------	---

施策の推進体制 (役割・取組等)	政策体系	役割等	政策体系	役割等	施策の予算額	
		3(2)C	[道]①条例の整備、青少年健全育成基本計画の策定・推進管理、知事を本部長とした青少年健全育成推進本部による総合的な推進、②青少年の健全な育成を図るための施策を適切に実施する上で重要な事項を調査審議する青少年健全育成審議会による調査審議、③青少年指導員や立入調査員によるコンビニエンスストアなどへの立入調査など			H29
	3(2)C	[国]①関係法令の整備[関係府省:内閣府]、②青少年育成国民運動や子ども・若者育成支援推進法に係る施策等の推進 [市町村]青少年の非行防止等に関する啓発や立入調査の実施			H30	39,093
	3(2)C	[民間]①北海道青少年育成協会による道民家庭の日の啓発など青少年道民育成運動の展開、②青少年を対象に事業活動を行う事業者が青少年の健全育成に向けた自主的な取り組みが促進されるための連携、③青少年育成や学校教育など関係団体との連携など			R1	37,158

今年度の取組	政策体系	今年度の取組	政策体系	今年度の取組
	3(2)C	【青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進】 ○「日本の次世代リーダー養成塾」への参加促進 ○14振興局単位による青少年育成地域合同会議の開催 ○(公財)北海道青少年育成協会への助成を通じ、青少年の健全育成運動の推進 ○青少年健全育成基本計画の改定		
	3(2)C	【有害環境の浄化活動や、青少年の非行防止に向けた取組の推進】 ○指導員による商業施設等へのパトロールなど地域活動への参加 ○条例で規制対象としているカラオケボックスを始めとした店舗等への立入調査 ○全道立入調査員会議の開催 ○条例の一部改正		
	3(2)C	【携帯電話・スマートフォンやインターネット利用による有害情報への対策の推進】 ○携帯電話・スマートフォンやインターネット利用による犯罪やトラブルから青少年を守る意識の醸成のため、「道民フォーラム」の実施や「インターネット安全利用教室・講座ガイド」「小学校6年生向け啓発リーフレット」の作成配布		

前年度付加意見への対応状況(平成31年3月末時点)

<意見区分； 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

	事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(平成31年3月末時点)
施策 事務事業				

<事務事業評価 意見区分； 前年度評価結果への対応など>

	事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(平成31年3月末時点)
事務事業	0619	青少年育成推進事業費補助金	会費収入の増や経費の削減など、道の補助金等が団体の当期支出の2分の1を下回るような収支改善策を検討し、団体の自立化を推進すること。	団体は賛助会員数の増加や経費の削減などについてたゆまぬ努力を行っているところであるが、会員数の伸び悩み、新規会員の開拓の難しさ等から改善にいたっていない。 団体主催の大会、研修会などにおける会員募集や案内資料の配付、また機関誌に賛助会員募集の記事を掲載するなど、引き続き会費収入増に向けた取組を行うほか、徹底した経費節減の取組を進めていく。

Do & Check 施策評価

1-2 取組の結果

(1) 取組の実績と成果

政策体系	実績と成果等	関連する計画等			備考
		北海道 創生総合戦略	北海道 強靱化計画	知事公約	
3(2)C	<p>【青少年の健全な育成に関する施策の総合的かつ計画的な推進】</p> <p>○道内経済団体等と連携し、「日本の次世代リーダー養成塾」へ道内高校生を派遣(H30:9名、R1:11名)。</p> <p>○14振興局単位で、市町村青少年行政担当者や青少年育成運動推進指導員等が地域での青少年育成運動の現状や課題についての情報や意見交換を目的とした「青少年育成地域地合同会議」を開催(平成30年5~6月・出席者合計403名、令和元年5~6月・出席者合計377名)。関係機関や団体の連携による地域ぐるみ運動の重要性について共通認識を深めた。</p> <p>○(公財)北海道青少年育成協会への助成を通じ、青少年の健全育成運動を推進した。</p> <p>・青少年育成運動推進指導員の設置(R元:238名)、少年の主張全道大会(R元:1回(9月5日開催))、青少年問題を考える地域懇話会の開催(R元:2回予定)、青少年育成関係団体懇話会の開催(R元:1回予定)、青年活動元気づくり実践セミナーの開催(R元:1回)等</p> <p>○青少年健全育成基本計画の改定</p> <p>平成20年度に策定し、平成27年度に一部見直しを行った「北海道青少年健全育成基本計画」について、策定から概ね10年が経過したことから、第2期計画を策定する。</p>	A2422			
3(2)C	<p>【有害環境の浄化活動や、青少年の非行防止に向けた取組の推進】</p> <p>○「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」(7月)や「子供・若者育成支援強調月間」(11月)を中心に、道内各自治体の指導員等による商業施設等へのパトロールなど地域活動への参加を実施</p> <p>○条例に基づく立入調査を円滑かつ適正に実施するため、各市、振興局及び道警担当職員を対象とした全道立入調査員会議を実施(H30:6月、R元:6月)</p> <p>○条例で規制対象としているカラオケボックスを始めとした店舗等への立入調査を実施し、条例の遵守状況や事業者への指導等を行った(H30:2,504件、R元:約2,700件予定)。</p> <p>○条例の一部改正</p> <p>青少年のスマホ保有率の増加やSNSの普及などにより、道内の青少年の自撮り被害が増加傾向にあることから、条例の一部改正により青少年への自撮り要求行為への規制等を行う。</p>	A2542			
3(2)C	<p>【携帯電話・スマートフォンやインターネット利用による有害情報への対策の推進】</p> <p>○携帯電話・スマートフォンやインターネット利用による犯罪やトラブルから青少年を守る意識の醸成のため、教育庁、北海道警察及び民間企業と連携して組織している北海道青少年有害情報対策実行委員会主催による「インターネット上の有害情報から青少年を守る道民フォーラム(H30:2回、R元:1回)」を実施し、メディアの安全・安心利用のための道民意識の醸成を図った。</p> <p>○道警が北星学園大学映画研究会と協力し作成した自撮り被害防止DVDと、H29に野幌高校で実施した生徒向け講演会の録画DVDをインターネットトラブル啓発用として各市町村教育委員会等へ送付した(H30.12)</p> <p>○スマートフォン等の購入・機種変更等が多く行われる春の卒業・進学・新入学の時期に、「青少年のためのインターネット安全利用教室・講座ガイド」を教育関連機関に配付し、教育関係者や保護者、生徒・学生等を対象とする国、道、民間会社等の各関係機関が実施する教室・講座について案内した(H31.4月)</p> <p>○近年急増している自撮り被害防止のため、道教委、道警と連名でリーフレットを作成し、イベント等で配付するとともに市町村等に活用を促した(H31.3月~)</p>	A2542			

(2) その他の取組の成果等

国等要望・提案状況		施策に関する道民ニーズ	<p>H30.11月に白糠町の各PTA、R元7月に江別市の教職員やPTAを対象として実施した道民フォーラムを行い、アンケートを実施。</p> <p>白糠町参加者からは「家庭教育は重要、(フォーラムへの)保護者の積極的参加が必要」</p> <p>江別市参加者からは「利用する上での危険性を知ること、それらを推測する力を身につけることが大切」、「情報モラルの講座は年1回は設けて欲しい」、「情報モラル教育を交通安全指導のように低学年のうちから行う必要がある」といった意見があった。</p> <p>これらの意見を踏まえて、関係団体と連携し、来年度のフォーラム開催に向けた参考とする。</p> <p>(このフォーラムはインターネットの危険性や利用に伴うトラブル、適切な利用方法等について、知識理解を深めてもらうため毎年1回、保護者や教育関係者等、地域の大人を対象に北海道青少年有害情報対策実行委員会として実施している。)</p>
-----------	--	-------------	--

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)	Do & Check 施策評価
--------------------------------	-----------------

2 連携の状況

(1) 施策間・部局間の連携

2-2 連携の取組状況

(1) 施策間・部局間の連携

政策体系	連携内容	連携先		取組の実績と成果
		施策コード	関係部・関係課	
3(2)C	・青少年が健全に育成される社会の実現に向けて、スマートフォンなどの急速な普及による過度なインターネット利用に起因する生活習慣の乱れや健康への影響、有害情報やトラブルから青少年を守る取り組みを推進するため、教育庁、北海道警察と連携。 ・道、道教委、道警、児童相談所等の関係機関と連携し、いじめの防止等のための対策について協議を行う「北海道いじめ問題対策連絡協議会」や「地域いじめ問題等対策連絡協議会」に構成機関として参画。	0213	総合政策部政策局参事	・道教委、道警及び民間企業と連携して組織している北海道青少年有害情報対策実行委員会主催による「インターネット上の有害情報から青少年を守る道民フォーラム(平成30年11月)」を開催し、インターネットのトラブルや安全・安心な利用に関する意識醸成を図った。 ・道警が北星学園大学映画研究会と協力し作成した自撮り被害防止DVDと、H29に野幌高校で実施した生徒向け講演会の録画DVDをインターネットトラブル啓発用として各市町村教育委員会等へ送付した(H30.12) ・また、上記北海道青少年有害情報対策実行委員会では、中学校進学によりスマートフォンなどの所有が増加する全道の小学6年生全員に、フィルタリングの利用など正しいネット利用に向けた啓発を行うため、「インターネット上の有害情報から子どもたちを守るために」リーフレットを配付した(平成31年3月)。 ・「北海道いじめ問題対策連絡協議会」等に参画し、関係機関・団体と意見交換や情報共有を図った。 ・近年急増する自撮り被害防止のため、道教委及び道警と連名でリーフレットを作成し、イベント等で配付するとともに市町村等に活用を促した(H31.3～)
		0404	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課	
		1109	教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課 教育庁学校生涯学習推進局生涯学習課	
		2101	警察本部生活安全部少年課	
		0105	総務部法務・法人局学事課	
		—	【北海道青少年健全育成推進本部】 総務部法務・法人局学事課、総合政策部総務課、総合政策部国際局国際課、保健福祉部健康安全局地域保健課、保健福祉部地域医療推進局医務薬務課、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課、経済部労働政策局雇用労政課、農政部農業経営局農業経営課、水産林務部水産局水産経営課、水産林務部林務局林業木材課、建設部建設政策局建設政策課、教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課、教育庁生涯学習推進局生涯学習課、警察本部生活安全部少年課	
—	青少年の薬物乱用防止の取り組みに関して連携して取り組む。	0408	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課	・「薬物乱用防止対策北海道推進本部会議」に出席し、関係部等と協議、意見交換を実施した。
		1103	教育庁学校教育局健康・体育課	
		2101	警察本部生活安全部少年課	

(2) 地域・民間との連携・協働

2-2 (2) 地域・民間との連携・協働

連携内容	連携先	取組の実績と成果
<p>携帯電話、スマートフォンやインターネットの利用によりもたらされる有害情報やトラブルから青少年を守るため、メディアの安全・安心利用のための道民意識の醸成を図ることを目的として、平成20年度にPTAや携帯電話事業者、学校関係者等で構成する「北海道青少年有害情報対策実行委員会」を設置し、道民フォーラムやネット安全利用教室の開催など各種普及啓発事業等を実施している。</p>	<p>国、携帯電話事業者、学校関係者、道教委、道警察、道 合計16機関 道教委、道警察</p>	<p>・北海道青少年有害情報対策実行委員会主催による「インターネット上の有害情報から青少年を守る道民フォーラム(平成30年11月)」を開催し、インターネットのトラブルや安全・安心な利用に関する意識醸成を図った。 ・また、実行委員会では、スマートフォンなどの所有が増加する小学校卒業前の道内小学校6年生とその保護者等の全家庭向けに、フィルタリングの利用など正しいネット利用に向けた啓発を行うため、「インターネット上の有害情報から子どもたちを守るために」リーフレットを配付した(平成31年3月)。 ・北海道警察が北星学園大学映画研究会と協力し作成した自撮り被害防止を呼びかけるDVDと、H29に野幌高校で実施した生徒向け講演会の録画DVDをインターネットトラブル啓発用として各市町村教育委員会へ送付した。(平成30年12月)</p>
<p>青少年の次代の担い手としての自立を促し、将来の地域や産業を担う人づくりを推進するため北海道教育委員会や道内経済団体等と連携し、次代の北海道を担う青少年育成協議会として、全国の志ある高校生が参加する「日本の次世代リーダー養成塾」に道内の高校生を毎年派遣している。</p>	<p>道・教育委員会 道経連や道商連など道内経済団体等17団体</p>	<p>・「次代の北海道を担う青少年育成協議会(以下「協議会」という。)」では平成16年度より「日本の次世代リーダー養成塾(以下「養成塾」という。)」へ道内高校生を派遣している(H30:9名、R元:11名)。令和元年度は、7月26日から8月8日まで福岡県及び佐賀県において合宿形式により、各界の著名人による講義やディスカッションを行い、世界的な視野で発想・思考の出来る青少年の育成を図った。</p>

令和元年度 基本評価調書

施策名	青少年の健全な育成	施策コード	03 - 11
-----	-----------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価

3 成果指標の設定 (H:平成、R:令和、大文字は年度、小文字は暦年) 3-2 成果指標の達成度合

他① 指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		達成度合	A	評価年度	h30	達成度合の分析 ほか
	基準年度	H27	年度	R1	最終年度	R1					
道内の刑法犯少年数	基準年度	H27	年度	R1	最終年度	R1	年度	h30	r1	進捗率	巡回パトロールや地域活動の推進など青少年の非行防止や健全育成の取組の他、教育委員会、北海道警察及び民間企業と連携して安心・安全なインターネットの利用などに係る意識醸成の取組など事業効果が表れている。
	基準値	2.5	目標値	2.1	最終目標値	2.1	目標値	2.2	2.1	2.2	
[指標の説明] 道内における各年毎の人口1,000人当たりの刑法犯少年数(暦年)		根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		実績値	2.0	2.0	
		北海道青少年健全育成基本計画	3(2)C	減少	(目標値/実績値)		達成率	110.0%	-	110.0%	

● 本施策に成果指標を設定できない理由	● 達成度合について					
	達成度合	A	B	C	D	-
	直近の成果指標の達成率	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満	算定不可

令和元年度 基本評価調書

施策名	青少年の健全な育成	施策コード	03	—	11
-----	-----------	-------	----	---	----

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

整理番号	政策体系	事務事業名	事務事業概要	課・局 室名	前年度からの繰越事業費(千円)	令和元年度					フルコスト(千円)
						事業費(千円)	うち一般財源	執行体制			
			本庁	出先機関	人工計						
0618	3(2)C	青少年育成推進事業費補助金	財団法人北海道青少年育成協会の事業に対する助成事務	道民生活課		33,720	33,720	0.4	0.0	0.4	36,932
0619	3(2)C	青少年非行防止特別対策事業費	青少年に有害な環境の浄化を図るため、行政と地域住民との協働による有害環境浄化活動の推進等に関する業務	道民生活課		2,391	2,391	1.5	0.0	1.5	14,436
0620	3(2)C	すこやか若人育成推進事業	道内の青少年の意見等を的確に把握するとともに、道内経済団体等と連携して協議会を組織し、将来の北海道を担う青少年の人づくりに取り組む事務(「次代の北海道を担う青少年育成協議会」)	道民生活課		1,047	1,047	0.4	0.0	0.4	4,259
0621	3(2)C	青少年の健全育成に関する事務	北海道青少年健全育成審議会に関する内部調整事務 北海道青少年健全育成基本計画の推進管理に関する事務	道民生活課		0	0	2.7	0.0	2.7	21,681
計					0	37,158	37,158	5.0	0.0	5.0	

令和元年度 基本評価調書

施策名

青少年の健全な育成

施策コード

03 - 11

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部局等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

政策体系	達成度合の集計					判定	成果指標の分析
	A 100%以上	B 90%以上 100%未満	C 80%以上 90%未満	D 80%未満	- 算定不可		
3(2)C	1					A・B指標のみ	<道内の刑法犯少年数(暦年)【A】> ・青少年の健全育成に関する各種取組のほか、北海道教育委員会及び北海道警察と連携した取組の促進により、事業効果が現れている。
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
計	1	0	0	0	0	A・B指標のみ	

(2)取組の分析

基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの)		対応している (○あり→対応している)	対応しているとする理由
1	計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか	○	今年度の取組については計画どおり進捗しており、また、関係機関との連携により課題に対応を行っている。
基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる)		取組がある (○あり→取組がある)	取組があるとする理由
2	施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか		
3	道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立てているか	○	北海道青少年有害情報対策実行委員会として実施する道民フォーラム実施後、参加者が子どもを守るために行動したいとして、「家庭でのケータイ利用についてのルールづくり」や「子どものケータイへのフィルタリング設定」を挙げ、フォーラムも今後も実施継続を希望する旨の声があった。ひきつづき、青少年をインターネット上の有害情報から守るため、フィルタリングの普及促進、SNSの利用を起因としたトラブル・被害防止、自画撮り被害の条例による規制など施策推進に活用。
4	施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携による成果を確認できるか	○	道教委、道警と「インターネットの安全・安心な利用の啓発」、「非行防止啓発」を合同で行うなどして青少年を非行防止やインターネット上の有害情報から守るための対策を実施している。
	施策の推進に当たり、地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか	○	(公財)北海道青少年育成協会との共催による青少年育成地域合同会議の実施により全道各市町村の青少年行政主管課に対し青少年健全育成、非行防止等について協議や意見交換を行っている。
判定 (基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→a、それ以外→b)			a

(3)総合評価と対応方針等

成果指標の分析		取組の分析	総合評価					
判定(計)		判定						
A・B指標のみ		a	概ね順調に展開					
対応方針			関連する事務事業			関連する計画等		
対応方針番号	政策体系	内 容	方向性	事務事業整理番号	事務事業名	北海道創生総合戦略	北海道強靱化計画	知事公約
①	3(2)C	教育委員会、北海道警察及び民間企業と連携し、携帯電話やインターネット利用による犯罪やトラブルから青少年を守る意識の醸成を図ってきた。今後は福祉犯罪から青少年を守るため、北海道青少年健全育成条例の一部改正や、青少年健全育成のため、第2期北海道青少年健全育成基本計画の策定を行っていく。						

前年度付加意見への対応状況(事務事業)

事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(評価時点)
0619	青少年育成推進事業費補助金	会費収入の増や経費の削減など、道の補助金等が団体の当期支出の2分の1を下回るような収支改善策を検討し、団体の自立化を推進すること。	経費の削減について継続するほか、R元9月実施の北海道青少年育成大会において新規賛助会員の呼びかけを実施する予定。

令和元年度 基本評価調書

施策名	青少年の健全な育成	施策コード	03	—	11
-----	-----------	-------	----	---	----

Check 施策評価・事務事業評価 二次政策評価結果(知事による評価)

6 二次政策評価結果(知事による評価)

<意見区分： 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

	対応方針 番号	事務事業 整理番号	事務事業名	付加意見
施策 事務事業				

<事務事業評価 意見区分： 前年度評価結果への対応など>

	対応方針 番号	事務事業 整理番号	事務事業名	付加意見
事務事業	I	0619	青少年育成推進事業費補助金	道の補助金等が団体の当期支出の2分の1を下回るよう道補助金等以外の財源の確保手段を模索するなど、収支改善策を検討し団体の自立化の推進に努めること

Action 施策・事務事業評価

7 評価結果の反映

(1) 一次評価結果への対応

対応方針番号	対応	事務事業
①	<新たな取組等> ・近年スマートフォンの急速な普及等により「自撮り被害」と呼ばれる児童ポルノ被害が増加傾向にあること、また、過度な描写を含むゲームソフトが流通しており、青少年への悪影響が懸念されるため、北海道青少年健全育成条例の一部改正(R1.10.16公布)を行い、青少年に対して不当な手段等によって児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止した。 ・青少年が健やかに成長し、自立できる社会をめざし、令和2年度から5年間を計画期間とする第2次北海道青少年健全育成基本計画の策定を進める。	

(2) 二次評価結果への対応(付加意見への対応状況)

<事務事業評価 意見区分： 前年度評価結果への対応など>

	対応方針番号	事務事業整理番号	事務事業名	各部署の対応(令和2年3月時点)
事務事業	I	0619	青少年育成推進事業費補助金	北海道応援団会議のサイトにおいて賛助会員の募集を呼びかけるほか、道補助金以外の受託事業を積極的に取り入れるなどの工夫を行うなどして補助金以外の収入を増やし、団体の自立化の推進に努める。

(3) 事務事業への反映状況

方向性	拡充	改善	縮小	統合	廃止	終了	合計
反映結果							0

次年度新規事業(予定)
0

整理番号	事務事業名	一次政策評価における方向性(再掲)	次年度の方向性(反映結果)